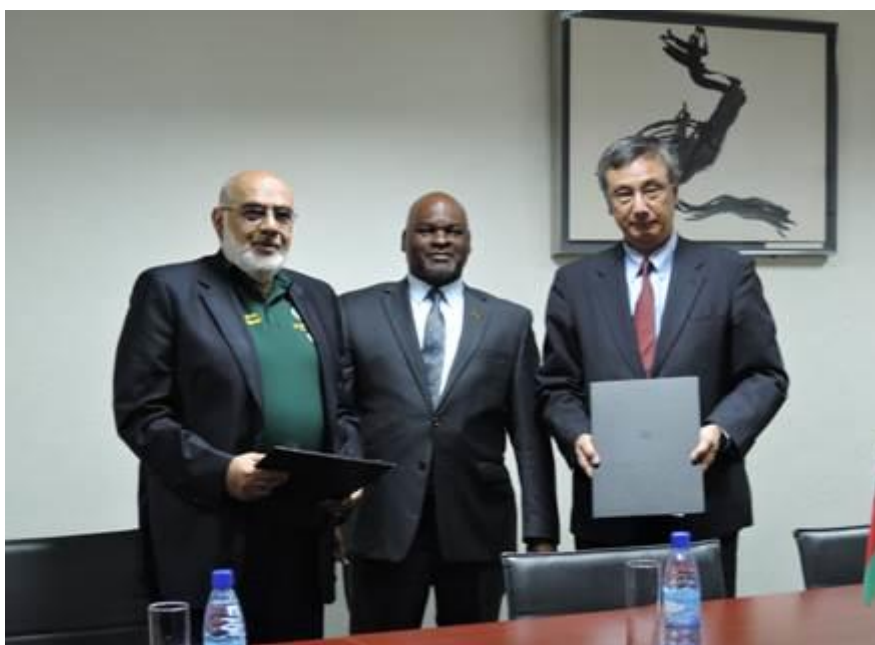


草の根・人間の安全保障無償資金協力
「ブルンジ及びブルンジ県 2 地区における 農業生産向上のための灌漑設備整備計画」

署名式

2016 年 2 月 9 日



写真右より、西岡周一郎大使、チエンベケザ農業灌漑水開発大臣、ジャクラ被供与団体代表

2016 年 2 月 9 日、西岡周一郎大使と国際 NGO「マラウイ施主からの施し財団」ジャクラ代表は、「ブルンジ及びブルンジ県 2 地区における農業生産向上のための灌漑設備整備計画」に関する、草の根・人間の安全保障無償資金協力贈与契約を締結しました。本贈与契約署名式は在マラウイ日本国大使館で行われ、チエンベケザ農業灌漑水開発大臣が臨席しました。

マラウイにおいて農業は国の基盤産業です。農業は、国家の輸出収益の 80%以上、国民総生産の約 30%を占め、労働人口の 80-90%が農業に従事しています。当国において農業は、国及び人々に大きな社会経済的影響を与えています。一方、多くの農業従事者が天水農業に依存しており、異常気象による干ばつや洪水は彼らの農作物の生産に大きな影響を与えています。実際に昨年の異常気象によりメイズ生産量が減少したため、現在 280 万人の人々が飢餓に直面しています。このような当国における農業の現状を改善すべく、今回日本政府は、国際 NGO「マラウイ施主からの施し財団」に対して 86,298 米ドルを供与し、ブルンジ県サゴンジャ地区及びブル

ズール県ナンクユ地区に井戸ポンプを利用した地下水くみ上げ式灌漑設備を整備することを承認しました。

本プロジェクトは、当国の草の根・人間の安全保障無償資金協力事業における初めての井戸ポンプを利用した地下水くみ上げ式灌漑設備整備プロジェクトです。式典で西岡大使は、本プロジェクトが成功することで、プロジェクト対象 2 地区の農民は 1 年を通して農業に従事ことができ、彼らの農業生産の向上、食料の確保及び収入向上が期待出来ると述べる一方、当国全体に灌漑農業を普及するきっかけになるとの考えを示しました。